明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三二）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　四
特殊法人等　弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　四
地方公共団体　行旅死亡人関係　四
会社その他　四
会社決算公告　五

## 省令

**○農林水産省令第三十二号**

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の六十四第一項第二号、第十一条の六十八第二項第二号、第五十四条の三第一項及び第九十七条第十二号並びに水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百条の三第四項第二号及び第百二十六条の二第十二号の規定に基づき、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月六日

農林水産大臣　江藤　拓